

## B 各種協定編

- 1 出雲空港施設運用時間外使用に関する覚書・・・・・・・・・・ B-1
- 2 石見空港施設運用時間外使用に関する覚書・・・・・・・・・・ B-2
- 3 島根県防災ヘリコプター応援協定・・・・・・・・・・ B-5
- 4 島根県防災ヘリコプター救急救命士搭乗システムに関する協定・・・・ B-7
- 5 鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等  
における相互応援協定・・・・・・・・・・ B-9
- 6 中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定・・・・・・・・・・ B-13
- 7 災害派遣の実施に関する協定・・・・・・・・・・ B-19



出雲空港運用時間外における防災ヘリコプターの緊急運航  
に伴う空港施設の利用取扱についての覚書

環境生活部消防防災課（以下「甲」という。）と土木部出雲空港管理事務所（以下「乙」という。）は、出雲空港運用時間外における防災ヘリコプターの緊急運航に伴う空港施設の利用取扱について協議した結果、次のとおり合意に達したので覚書を締結する。

（運用時間外）

第1 出雲空港の運用時間外は、午後8時30分から翌日の午前7時30分までとする。

（運航基準）

第2 防災ヘリコプターの出雲空港運用時間外における運航は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）第3条及び第4条に規定する運航基準に合致した場合とする。

（利用施設）

第3 前条の運航に際して利用できる空港施設は、エプロン照明、飛行場灯台、風向灯、誘導路灯、滑走路灯及びエプロンへの出入口ゲート（以下「ゲート」という。）とする。

（施設の使用）

第4 施設の使用は、甲の責任において実施するものとする。ただし、出雲空港運用時間内に、出雲空港等を離陸し、出雲空港運用時間外において着陸する場合の施設の使用については、運用時間内に甲乙協議のうえ、乙の指示に基づくものとする。

第5 エプロン照明は、防災航空管理所内のスイッチを操作することによって点灯するものとする。

2 飛行場灯台、風向灯、誘導路灯及び滑走路灯は、電源局舎内のスイッチを操作することによって点灯するものとする。

3 ゲートは、緊急運航に際して自動車等を持ち入れる必要が生じた場合のみ開閉するものとする。

第6 電源局舎及びゲートの鍵は、甲の宿直職員が乙から午後7時までに借り受け、翌日午前8時30分までに返却するものとする。

（報告）

第7 運用時間外において緊急運航を行った場合、甲は使用した施設等について乙に報告するものとする。

（講習）

第8 乙は甲が指定する職員に対し、エプロン照明、飛行場灯台、風向灯、誘導路灯及び滑走路灯の点灯方法等について、必要に応じて講習等を実施するものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成6年4月1日

甲 環境生活部消防防災課長 飯塚 紀 ㊟

乙 土木部出雲空港管理事務所長 柳浦 秀夫 ㊟

## 島根県防災ヘリコプターの緊急運航に伴う石見空港施設の 運用時間外使用に関する覚書

島根県土木部益田土木建築事務所長（以下「甲」という。）、島根県環境生活部消防防災課長（以下「乙」という。）及び益田地区広域市町村圏事務組合益田広域消防本部消防長（以下「丙」という。）は、島根県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）の緊急運航に伴う石見空港施設（以下「空港施設」という。）の運用時間外使用について協議した結果、次のとおり合意に達したので、覚書を締結する。

### （運用外の時間）

第1条 石見空港の運用外の時間は、午後7時30分から翌日の午前8時までとする。

### （運航基準）

第2条 防災ヘリコプターによる空港施設の運用時間外使用は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）第3条に規定する運航基準に合致する場合とする。

### （使用施設）

第3条 乙が使用する空港施設は、滑走路、誘導路、エプロン（原則1番スポット）及び航空灯火とする。

### （飛行方式）

第4条 乙が空港施設を運用時間外に使用する場合は、VFR（有視界飛行方式）に限るものとする。

### （使用通知）

第5条 乙は、空港施設を運用時間外に使用する場合は、あらかじめ島根県土木部益田土木建築事務所石見空港管理所長（以下「空港管理所長」という。）へ電話で通知するものとする。  
通知先の電話番号等については、別途甲から乙へ通知するものとする。

### （航空灯火の点灯）

第6条 空港管理所長は、前条の通知を受けた場合は、原則として防災ヘリコプターが着陸する予定時刻の30分前までに、航空法に規定する夜間着陸に必要な航空灯火を点灯しなければならない。

また、当該ヘリコプターが離陸後15分間は、点灯を維持しなければならない。

### （滑走路等の点検）

第7条 空港管理所長は、第5条の通知を受けた場合は、原則として防災ヘリコプターが着陸する予定時刻の15分前までに滑走路、誘導路及びエプロンの点検を行い、その結果を島根県防災航空管理所へ電話で連絡するものとする。

(安全確認)

第8条 乙は、空港施設の使用にあたっては、空港及びその周辺について航空機の離着陸に支障がないかを自らも確認するものとする。

(制限区域への立入り)

第9条 防災ヘリコプターの緊急運航に伴い、丙が石見空港制限区域内に立ち入る場合は、丙が場周柵ゲート(1番ゲート)を開閉するものとする。

2 場周柵ゲートの鍵は、丙が甲から借り受け、丙の責任において管理するものとする。

(時間外使用許可申請)

第10条 乙は、空港施設の運用時間外使用に備え、毎年度当初、島根県空港条例施行規則第2条第2項に基づく時間外空港施設使用許可申請を島根県知事あてに行うものとする。

(使用報告)

第11条 乙は、空港施設を運用時間外に使用したときは、時間外空港施設使用報告書(別紙様式)により甲に報告するものとする。

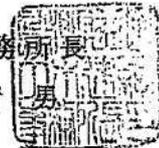
(その他)

第12条 その他、本書に定めのない事項については、別途甲乙丙協議のうえ対処するものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年4月1日

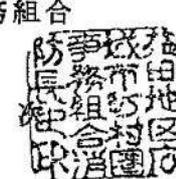
甲 島根県益田土木建築事務所 所長  
松原 靖



乙 島根県環境生活部消防防災課  
清水 義史



丙 益田地区広域市町村圏事務組合  
益田広域消防本部  
消防長 林 孝



(別紙様式)

平成 年 月 日

島根県益田土木建築事務所長 様

住 所

氏 名



### 時間外空港施設使用報告書

次のとおり時間外に石見空港の施設を使用したので、報告します。



1. 航空機の種類、型式及び登録番号

2. 航空機の最大離陸重量



3. 着陸及び離陸の日時並びに滑走路使用状況

登録番号	使用月日	着陸時刻	方向	離陸時刻	方向

4. その他参考事項

## 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次に事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊を派遣した場合の連携)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。

ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は令和2年10月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。

3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」(平成6年3月28日)は廃止する。

## 島根県防災ヘリコプター救急救命士搭乗システムに関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、島根県下9消防本部（以下「県下消防本部」という）が、島根県防災ヘリコプター緊急運航要領及び島根県防災ヘリコプター救急システム要領に基づき、傷病者の救急搬送（転院搬送を除く）で、島根県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という）に出動要請を行った場合、防災航空管理所が県下消防本部の救急救命士（以下「救命士」という）に対し、防災ヘリに搭乗を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (救命士搭乗要請の基準)

第2条 この協定において、救命士搭乗を求める基準は、防災ヘリ出動要請時、防災航空隊に救命士が勤務していない日を前提とし、次の各号によるものとする。

- (1) 出雲市消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。
- (2) 前号によることが出来ない場合は、松江市消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。
- (3) 前各号によることが出来ない場合は、要請側消防本部の救命士に搭乗を求めるものとする。

### (救命士搭乗要請の手続)

第3条 救命士搭乗要請の手続は、防災航空管理所が出雲市消防本部、松江市消防本部及び要請側消防本部と調整するものとする。

### (救命士搭乗要領)

第4条 第2条第1号及び第2号による救命士は、防災航空管理所まで応召し、防災航空隊員と共に搭乗して事故現場に向かうものとする。

2 第2条第3号による救命士は、事故現場付近の場外離発着場で搭乗するものとする。

### (活動の始期及び終期)

第5条 この協定に基づく救命士搭乗要請は、防災ヘリに搭乗した時から始まり、活動を終了して防災ヘリから降機した時に終了するものとする。

(医師の指示及び事後検証体制)

第6条 この協定において、救急活動での処置に対する医師の指示及び事後検証体制は、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号による救命士が行う救急処置については、島根県立中央病院で対応するものとする。
- (2) 第2条第3号による救命士が行う救急処置については、島根県立中央病院若しくは要請側消防本部所管の病院で対応するものとし、その都度調整するものとする。

(経費の負担)

第7条 搭乗する救命士の給料等については、所属消防本部が負担するものとする。

- 2 医師の指示及び事後検証に要する費用について、島根県立中央病院で対応する事案については、県が負担するものとする。
- 3 搭乗中に発生した事故に要する経費については、県の加入する航空保険の範囲内で対応するものとする。
- 4 前項の定めによることが出来ない経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(搭乗訓練)

第8条 防災航空管理所は、県下消防本部と調整を図り、日頃から搭乗訓練を実施し、常に活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項が生じたときは、県と県下消防本部が協議してこれを定めるものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、消防防災課長及び県下消防本部の長は、記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

## 鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター 運航不能期間等における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県（以下「甲」という。）及び島根県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査及び整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合であって、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が、相手方に対して行うものとする。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務又は気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援に努めるものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、応援のため出動したヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとみなす。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請の手続については別に定める。

(応援活動の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側の長と協議のうえ、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援のため出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、応援活動の内容が第4条に該当する場合の指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する隊員の給料、手当及び旅費並びにヘリの燃料費及び消耗品費等の経常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前三項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(耐空検査等の調整)

第10条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努力するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、応援活動が円滑に行えるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年10月24日

甲 鳥取県  
鳥取県知事 片山善博

乙 島根県  
島根県知事 澄田信義

鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等  
における相互応援協定第5条の応援要請手続きについて

1 協定対象活動

協定の活動は、次の活動とする。

なお、活動終了後は次の出動に備え、速やかに帰還することとする。

- (1) 救急活動
- (2) 捜索活動
- (3) 救助活動
- (4) その他の活動（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の対象となる場合を除く活動において、知事が必要と認める活動。）

2 要請・応援機関

要請・応援は、次の機関で行うこととする。

- (1) 鳥取県は、鳥取県消防防災航空センターとする。
- (2) 島根県は、島根県防災部消防総務課（島根県防災航空管理所）とする。

3 要請方法

要請のための一報は、次の機関に電話にて行うこととする。

- (1) 鳥取県は、鳥取県消防防災航空センター（電話 [REDACTED]）  
※運航時間外で事前協議が必要な場合 航空隊長公用携帯（[REDACTED]）
- (2) 島根県は、島根県防災航空管理所（電話 [REDACTED]）

4 要請書送り先等

要請は、ファックスで行うこととし、要請側の様式とする。

- (1) 鳥取県への送り先は、鳥取県消防防災航空センター（FAX [REDACTED]）
- (2) 島根県への送り先は、島根県防災航空管理所（FAX [REDACTED]）

5 応援可否の決定

- (1) 原則として、要請があったら応援出動することとする。
- (2) 要請（一報）受理後、応援側は速やかに応援の可否を決定し、その旨を要請側に回答することとする。
- (3) 応援側は、要請（一報）受理後、むやみに可否の決定を引き延ばさないこととする。

6 応援運航時間

- (1) 応援運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) ただし、日没後の内陸部の飛行に支障があるため、応援活動は日没までを目処とする。
- (3) 現場活動終了は、下記の状況を目途とする。
  - ア 救急活動 [搬送先の病院収容（救急車収容）まで]
  - イ 捜索活動 [捜索活動時間]
  - ウ 救助活動 [救助後、搬送先の病院収容（救急車収容）まで]

エ その他の活動 [要請側が防災ヘリによる応援が不要となったと判断した場合]

## 7 運航支援等

応援活動が円滑に行われるため、次の事項に関し、要請側と応援側の役割を定めるととし、遂行にあたり、お互いに協力することとする。

### 【要請側の役割】

- (1) 「離着陸場（場外含む。）」に応援ヘリが離着陸する際には、誘導員（消防職員・航空隊員等）を配備すること。
- (2) 「救急車引継等に係る離着陸場」について、空港管理事務所への調整を行うこと。
- (3) 「場外離着陸場の使用許可」について手続きを行うこと。

### 【応援側の役割】

- (1) フライトプラン（飛行計画書）の国土交通大臣への通報手続きを行うこと。
- (2) 要請県内における、空港事務所への「空港使用届」「減免申請」の手続きを行うこと。
- (3) 給油の手配を行うこと。

## 8 通信手段

要請側と応援側の通信手段は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 電話
- (2) 航空波  
[鳥取県周波数（131.975MHz）・島根県周波数（131.875MHz）]  
(要請側の周波数を使用すること。)
- (3) 消防防災アナログ無線  
[防災相互波（158.35MHz）]
- (4) 消防デジタル無線  
呼出名称：消防鳥取ヘリ 2（主運用波 4、統制波 1～3）  
呼出名称：島根ヘリ 1（主運用波 6、統制波 1～3）
- (5) 衛星電話番号  
[だいせん ■■■■■■]  
[はくちょう ■■■■■■]

## 9 その他

離島からの搬送については、「本土側医療機関医師等同乗による離島救急患者緊急搬送実施要領」に基づくものとする。

(経過)

令和3年3月31日	6	応援運航時間	詳細を追記
	8	通信手段	詳細を追記
	9	その他	変更（島根県側の実施要領適用可）
令和3年9月30日	3	要請方法	鳥取県運航時間外の連絡先を追記

## 中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「五県」という。）の相互間における消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、五県がそれぞれ保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合において、応援を要する県（以下「要請側」という。）が、ヘリの出動を必要とした場合に行うことができるものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救61号消防庁次長通知）、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成7年7月13日締結）及び「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」（平成12年10月24日締結）の対象となる場合を除く。

2 前項のヘリの出動を必要とした場合とは、別に定める応援要請の基準によるものとする。

### (応援)

第3条 前条第1項による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援に努めるものとする。

### (応援要請の手続き)

第4条 要請側は、応援要請書（様式1）に、次の事項を記入し、ファクシミリ等を用いて要請するものとする。

- (1) 応援活動の種別及び応援活動の内容
- (2) 応援を要する理由
- (3) 発生の日時、場所等
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

### (応援活動の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側の長と協議の上、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第7条 応援のために出動したヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する隊員の手当、旅費、ヘリの燃料費及び消耗品費等の通常経費は、要請側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補修費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷を伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 応援に要した経費のうち、第1項及び第2項に定める経費以外の経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議し、定めるものとする。

5 応援側は、応援に要した経費が確定した場合は、要請側に対して、その金額を請求するものとする。なお、請求の際には、請求書(様式2)、応援経費積算内訳書(様式3)及び実績報告書(様式4)に必要事項を記入し、速やかに要請側に送付するものとする。

(連絡調整)

第9条 五県は、応援を円滑に行うことができるよう、次に掲げる事項について、あらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡

(耐空検査等の調整)

第10条 五県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努力するものとする。

(訓練の参加)

第11条 五県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、五県が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月 1日

鳥取県  
代表者 鳥取県知事 平井 伸治

島根県  
代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

岡山県  
代表者 岡山県知事 石井 正弘

広島県  
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

山口県  
代表者 山口県知事 二井 関成

## 中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定実施に関する統一事項

### 1 目的

この統一事項は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定」（以下「相互応援協定」という。）の実施に関して、各県の運用の統一を図ることを目的とする。

### 2 応援要請の基準

「相互応援協定」第2条にいう応援要請の基準は、以下のとおりとする。

#### (1) 救助活動

##### ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故、山岳遭難事故等において、現地の消防力等のみでは対応できないと認められる場合

##### イ 高速自動車道等における事故救助

高速自動車道での交通事故、列車事故、航空事故等で地上からの救出が困難と認められる場合

##### ウ その他

救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### (2) 救急活動

##### ア 交通遠隔地からの救急患者の搬送

離島や山間地等、救急車による搬送が不可能と認められる場合及び傷病者の救命効果又はその後の回復に大きな影響を及ぼすため、救急車で搬送するよりも有効であると認められる場合

##### イ 傷病者発生地への医師及び医療資機材等の搬送

傷病者発生地に、早期に医師及び医療資機材等を搬送することにより、救命効果が期待できると認められる場合

##### ウ 高度医療機関等への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関又は特別な治療が出来る医療機関へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師等が搭乗できる場合

※ ウに基づく転院搬送にあっては、原則として傷病者のヘリコプターへの収容から搬送先到着まで、燃料給油なしで搬送することができる距離とし、医師の帰院搬送は行わないものとする。

##### エ その他

救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### (3) その他

上記(1)及び(2)の活動の他、公共性、緊急性、非代替性が認められる場合

### 3 応援要請の手続き



オ 山口県消防防災航空隊

電 話 [REDACTED] (要請連絡先 ※夜間転送)  
[REDACTED] (要請書送信先：防災危機管理課)  
夜 間 [REDACTED] (航空隊代表携帯電話)  
F A X [REDACTED]  
[REDACTED] (要請書送信先：防災危機管理課)

(2) 消防波

- ア 統制波 1
- イ 統制波 2
- ウ 統制波 3

(3) 航空波 (各航空隊の周波数)

- ア 鳥取県 (131.975MHz)
- イ 島根県 (131.875MHz)
- ウ 岡山県 (131.925MHz)
- エ 広島県 (131.925MHz)
- オ 山口県 (131.975MHz)

6 この統一事項に疑義が生じた場合には、その都度協議し変更、修正するものとする。

(変更・修正履歴)

令和3年10月、中国五県消防防災ヘリコプター連絡調整会議にて追記 (連絡先の追加)

## 災害派遣の実施に関する協定

島根県（以下「甲」という。）と航空自衛隊第3輸送航空隊（以下「乙」という。）は、自衛隊法第83条第2項に基づき、災害派遣（航空機による救急患者の航空輸送及び血液等の緊急空輸）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の要請を受けて乙が災害派遣を行う際、甲と乙とが円滑かつ緊密に連携して安全に任務を遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （平素からの連携等）

第2条 甲と乙は、災害派遣に適切に対応できるよう、実施に関連する情報及び意見交換を行う等により、相互の連携を保持するものとする。

2 甲は、災害派遣の実施に備えて空港の整備に努めるほか、運航実施に必要な局地気象等の関連情報を乙が的確に把握するための態勢を整えるものとする。

### （緊急性等の確認）

第3条 甲は、乙に災害派遣を要請するに先立ち、患者の容態を確認するとともに医師の意見を聴取した上、緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を検討するものとする。

### （要請の手続）

第4条 甲が乙に対して災害派遣を要請する場合には、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電信若しくは口頭によることができる。

2 前項ただし書の場合であっても、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項の文書においては、次の事項を明らかにするものとする。ただし、血液、血清あるいは医薬品の緊急空輸を必要とする場合は、4号から8号を、「空輸を要する血液、血清あるいは医薬品の種類・寸法・重量及び数」と読み替えて実施するものとする。

(1) 要請担当者の職、氏名

(2) 現地担当者の職、氏名

(3) 災害派遣を要請する区間

(4) 患者の人数、氏名、年齢、性別及び住所

(5) 患者の症状及び医師の判断（特に、緊急空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する危険性、運航あるいは医療器材等について配慮を要す事項等）

(6) 搭乗する医師及び看護師等の人数、職、氏名、年齢、性別及び住所

- (7) 同時に空輸を要する医療器材の種類及び数（必要に応じ、寸法及び重量）
  - (8) 患者に付添人を要する場合、人数、氏名、年齢、性別、住所、付添の理由及び患者との関係
  - (9) その他必要な事項（現地の気象状況のほか、特に救急車両等が自衛隊の基地内に乗り入れる必要がある場合、その基地到着予定時刻）
- 4 前項第3号の区間については、原則として隠岐空港及び出雲空港又は美保飛行場の間とする。

（医師の搭乗）

第5条 甲は、航空機による救急患者の航空輸送を実施する場合は、医師を搭乗させるものとする。

（事故等の責任）

第6条 搭乗した医師による輸送中の患者に対する処置に関して生じた事故等については、乙に責任はないものとする。

（派遣の判断）

第7条 乙は、甲からの要請内容に基づいて災害派遣の実施の可否を判断し、その必要性を認めた場合に要請を受理するものとする。ただし、気象の急変等の理由により、災害派遣の実施が困難になったと乙が判断した場合は、要請を受理した後であっても当該災害派遣を中止することができるものとする。

2 前項ただし書により当該災害派遣を中止する場合、乙は甲に対してその旨を速やかに通知するものとする。

（通知）

第8条 乙は、災害派遣の要請を受理する場合は、甲に対して次の事項を速やかに通知するものとする。

- (1) 実施部隊担当者の職、氏名
- (2) 運航予定経路及び到着予定時刻
- (3) 運航の実施のために特別な処置を要する事項等

2 甲は、乙から災害派遣の要請を受理する旨の通知を受けた場合、乙に対して次の事項を速やかに通知するものとする。

- (1) 空港での駐機予定位置（スポット）、駐機誘導員及び隣接スポットの使用状況
- (2) 国土交通省大阪航空局による航空保安業務の臨時提供及び延長に関する処置の状況
- (3) 救急車両が自衛隊の基地内に乗り入れる必要がある場合、その所属等
- (4) その他必要な事項

(運航間の情報交換)

第9条 甲と乙は、災害派遣の実施間、運航に関連する情報の交換を相互に、かつ継続的に行うものとする。

(医師等の輸送)

第10条 医師、看護師等及び付添人の帰路の空輸は、原則として行わないものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定書に定めのない事項、あるいはこの協定書の解釈に疑義が生じた時は、その都度、相互に協議の上決定するものとする。

2. この協定の改廃を必要とする場合は、相互に協議の上決定するものとする。

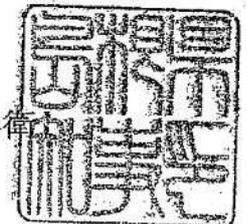
(適用)

第12条 この協定は、平成22年10月22日から適用する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月22日

甲 島根県知事 溝口 善兵衛



乙 航空自衛隊第3輸送航空隊司令  
1等空佐 上田 知元



